

最低賃金法

1. 案内情報

手続名	: 船員の最低賃金適用除外許可
手続根拠	: 最低賃金法第8条、第40条、船員の最低賃金に関する省令第2条、第3条及び第8条第3項
手続対象者	: 使用者
提出時期	: 適用除外者を船舶に乗り込ませる場合
提出方法	: 申請書(正本及び写し各一通)を当該申請にかかる船員の労務の管理の事務を行う事務所の所在地を管轄する地方運輸局へ提出してください
手数料	: なし
添付書類・部数	: 提出先にお問い合わせください。
申請様式	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。
記載要領・記載例	: 提出窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

提出先	: 所在地を管轄する地方運輸局
受け付け時間	: 9時～17時(地方運輸局によって若干の違いあり)
相談窓口	: 船員職業安定所

3. 手続情報

審査基準	: 最低賃金法第8条、第40条及び船員の最低賃金に関する省令第2条
標準処理機関	: 提出先にお問い合わせください。
不服申立方法	